

## 実効性、中立性及び透明性の確保のための考え方（案）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力安全・防災研究所

## 1. 背景と現状

将来の脱炭素社会の実現に向け、社会では、安全性を確保した上での原子力エネルギーの利用が重要視されている。日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の原子力安全・防災研究所（以下「当研究所」という。）は、幅広い分野の安全研究及び防災研究を通じて規制行政や国・地方自治体を支援し、原子力エネルギーの安全な利用に貢献してきている。

昨今の厳しい国の予算状況に鑑みると、今後も十分なリソース（人員、設備、予算等）を研究開発のために確保することは困難になりつつあり、大学や原子力事業者等を始めとする外部組織との連携を強化していく必要がある。特に、安全研究の実効性を高めるためにも、実際の原子力施設の運用や開発等を担う原子力事業者等との連携は必要不可欠である。一方、原子力規制委員会においても、継続的な安全性向上をより適切に推進していくために、原子力事業者等との安全研究及び技術開発に関する技術的な意見交換を開始している。

ここで、原子力規制委員会の技術支援機関(TSO)である当研究所が、原子力事業者等と連携するに当たっては、その中立性及び透明性の確保に十分留意する必要がある。

原子力機構の中長期目標では、原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務について、実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、業務を進めることとされている。この中長期目標に従い、当研究所では、原子力規制庁からの受託事業の実施に当たって、「規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について」という中立性・透明性の確保に係る自主規制ルール（以下「ルール」という。）を定め、ルールに基づいて業務を実施してきている。

このルールにおいて、原子力規制庁からの受託事業を実施する際の原子力事業者等（※1）又は原子炉設備メーカー（※2）との関係や共同研究については、ルールの「2（1）原子力機構以外の原子力事業者等との関係」及び「4. その他」において、その考え方を定めているところである。

※1：原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）を「原子力事業者」といい、原子力事業者並びに、その子会社及び団体（電気事業

連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。)を「原子力事業者等」という。

※2：原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（東芝エネルギーシステムズ株式会社、日立 GE ニュークリア・エネルギー株式会社及び三菱重工業株式会社）をいう。

## 2. 目的

当研究所が外部組織との連携を強化していく上では、原子力規制庁からの受託事業以外の業務についても、中立性・透明性の確保に十分留意していく必要がある。このため、本資料では、当研究所で実施する研究業務（原子力規制庁からの受託事業以外も含む。）の実施に当たって、実効性、中立性及び透明性を確保するために遵守（留意）すべき考え方（案）を取りまとめた。

## 3. 実効性、中立性及び透明性の確保のための考え方（案）

当研究所で実施する研究業務（原子力規制庁からの受託事業以外も含む。）の実施に当たって、実効性、中立性及び透明性を確保するために遵守（留意）すべき考え方として、それぞれのケースについて以下のとおり示すとともに、別添に表として整理した。

### 3-1. 受託研究/研究資金の受入れ

- (1) 原子力規制庁からの受託研究及び研究資金は受け入れることができる。
- (2) 原子力事業者等又は原子炉設備メーカーからの受託研究及び研究資金は受け取らない。
- (3) それ以外の組織からの受託研究及び研究資金は受け入れることができる。

### 3-2. 設備の製作・提供

- (1) 原子力規制庁に対しては該当なし。
- (2) 原子力事業者等又は原子炉設備メーカーに対して、許認可対象となる設備を製作し提供しない。
- (3) それ以外の組織に対して、許認可対象となる設備を製作し提供しない。

### 3-3. 業務に直接携わる職員等（派遣含む。）

- (1) 機構内の職員等は、原子力規制庁からの受託事業やその他の事業に従事することができる。ただし、当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に携わっている場合は従事できない。ま

た、当該受託事業が対象としている被規制施設の管理に携わっている場合も従事できない。

- (2) 原子力事業者等又は原子炉設備メーカーからの出向者は、原子力規制庁からの受託事業やその他の事業に従事することができる。ただし、当該受託事業の対象となる原子力事業者等からの出向者は従事できない。
- (3) それ以外の組織からの出向者は、原子力規制庁からの受託事業やその他の事業に従事することができる。

#### 3-4. 業務に間接的に携わる再委託先の従業員

- (1) 原子力規制庁からの受託事業について、原子力事業者等への再委託はできない。
- (2) 原子力規制庁からの受託事業について、原子炉設備メーカーやその他の組織へ再委託することができる。ただし、当該受託事業に求められる期間において、当該事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に従事する従業員は、原子力規制庁からの受託事業に従事できない。

#### 3-5. 共同研究

共同研究の実施については諸外国の例を参考に整理し、以下のとおりとする。

- (1) 原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究に当たっては、以下の①～④の条件を満たすことにより、共同研究を実施することができる。
- (2) それ以外の組織（原子力規制庁を含む。）との共同研究に当たっては、以下の①～③の条件を満たすことにより、共同研究を実施することができる。

- ① それぞれの組織にとって関心があり、等しく価値のある研究であること。
- ② 金銭の提供・収受は可能であるが、相応の分担のために必要かつ適切な場合に限る。
- ③ 契約内容、実施プロセス・体制及び最終報告書については、原則、公開とすること。ただし、知的財産権に関わる場合はこの限りではない。
- ④ 原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究において、参画する組織が共同で取得したデータについて、科学的なデータの評価及び解釈は共同で実施できるものの、規制に関連した結論を共同で導き出さないこと。

#### 4. まとめ

以上、当研究所で実施する研究業務（原子力規制庁からの受託事業以外も含む。）の実施に当たって、実効性、中立性及び透明性を確保するために遵守（留意）すべき考

え方（案）を示した。本内容については引き続き議論を重ね、現在のルールを包含する形でのルールの改正につなげていく。

以上